

亀山

かめやま
市議会だより

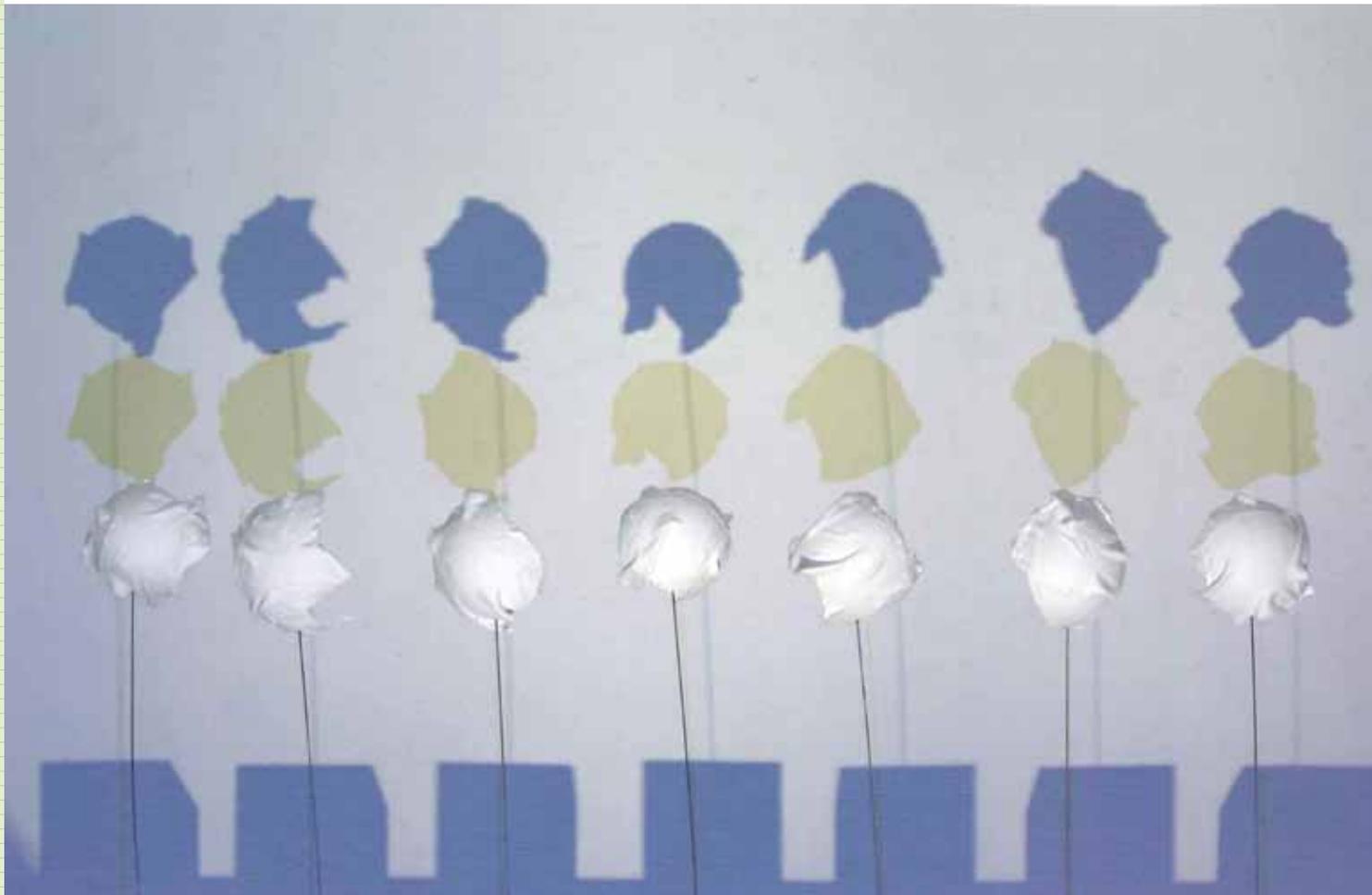
令和元年

vol.73

9月定例会号

令和元年11月1日発行

発行 三重県亀山市議会
編集 広聴広報委員会



9月定例会のあらまし…………… P2～6

• 平成30年度各会計決算
(予算決算委員会から3つの附帯意見)

認定

• 会計年度任用職員制度導入に係る
2議案

可決

• 幼児教育・保育の無償化に係る
3議案

可決

タイトル:^{えんげつ}「偃月」
作者:^{おぎ 是るか}尾崎 遥 さん(東台町)
※作品の詳細は最終ページへ

- 議案と議決結果 …………… P7～8
- 議案質疑 …………… P9～15
- 一般質問 …………… P15～22
- 議会の主な動き …………… P22
- 常任委員会所管事務調査 …… P23～24
- 委員会の行政視察報告 …… P25～29

9月定例会は、8月30日から9月27日までの29日間の会期で開催しました。

今定例会では、条例の制定1件、条例の一部改正10件、令和元年度各会計補正予算2件、平成30年度各会計決算8件、その他、市道路線の認定など4件、合わせて議案25件と報告9件が提出されました。

また、議会からは、委員会提出議案として、国への意見書4件を提出しました。

議案一覧・表決の結果は7ページ～

予算決算委員会 令和元年度補正予算と平成30年度決算を審査

令和元年度各会計補正予算2件については、

予算決算委員会で設置した各分科会に分担して審査を行い、その後、全体審査を行いました。

そして、採決の結果、いずれの議案も原案のとおり可決しました。

平成30年度各会計歳入歳出決算8件については、

9月24日・25日の2日間、予算決算委員会を開催し、審査を行いました。

委員会では、一般会計、及び国民健康保険事業特別会計決算の認定について反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり認定しました。

その他の各会計決算6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。



平成30年度決算審査の様子

平成30
認

平成30年度決算の概要

会計区分		歳入決算額	歳出決算額	差引収支額	
一般会計		215億3491万円	203億281万円	12億3210万円	
特別会計	国民健康保険事業	44億867万円	43億8791万円	2076万円	
	後期高齢者医療事業	9億9522万円	9億6906万円	2616万円	
	農業集落排水事業	4億8364万円	4億7641万円	723万円	
	小計	58億8753万円	58億3338万円	5415万円	
企業会計	水道事業	収益的収支	14億3073万円	11億8531万円	2億4542万円
		資本的収支	1億604万円	5億3122万円	△4億2518万円
	工業用水道事業	収益的収支	7979万円	5369万円	2610万円
		資本的収支	0万円	2487万円	△2487万円
	公共下水道事業	収益的収支	9億5854万円	9億875万円	4979万円
		資本的収支	8億6922万円	10億6745万円	△1億9823万円
	病院事業	収益的収支	15億1997万円	16億3245万円	△1億1248万円
		資本的収支	8408万円	2億1218万円	△1億2810万円
小計		50億4837万円	56億1592万円	△5億6755万円	
合計		324億7081万円	317億5211万円	7億1870万円	

予算決算委員会から3つの附帯意見

①審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。

また、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正を行うとともに、必要に応じて、更なる市民サービスの向上のための予算措置を講じられたい。

③各種事業の推進に当たっては、施策評価シート及び事業評価シートによる行政評価をよりの確に行い、その成果及び課題を十分に精査して取り組まれるとともに、費用対効果を見極め、事業の見直しも含めた検討をされたい。

②「亀山駅周辺整備事業」については、平成30年度行政経営の重点方針に掲げながら、約14億円を次年度に繰り越すこととなったが、これまでの亀山駅周辺整備事業特別委員会が出された意見や地元の意向を踏まえ、慎重かつ確実な事業の推進に努められたい。

なお、多額の事業費の予算編成に当たっては、事業の進捗見込みを十分に見極めたうえで計上されたい。



年度決算 定

平成30年度 決算審査

～委員会での主な質疑～

12人の議員が質疑しました

【一般会計】

- 決算の評価について
- 不用額について
- 市税収入について
- 地方交付税について
- 基金について
- 滞納処分について
- 施策・事務事業評価について
- 亀山駅周辺整備事業について

【国民健康保険事業会計】

- 決算の評価について
- 滞納処分について

【水道事業会計】

- 水道料金値上げ後の最初の決算の検証について

【工業用水道事業会計】

- 損益計算書について

【公共下水道事業会計】

- 損益計算書について
- 国庫補助金について

【病院事業会計】

- 病院事業の概要について
- 損益計算書について
- 地方公営企業法の全部適用の効果について

市の非常勤職員の任用制度を明確化！

議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

賛成者多数

可決

議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした、会計年度任用職員制度を創設するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、新たに条例を制定するとともに、関係する8つの条例について、所要の改正を行うため提案されたものです。

【本会議での主な質疑】

- 地方公務員法及び地方自治法の改正と新たに制定する条例の内容について
- 会計年度任用職員とすることで何が変わるのか
- 制度移行に伴い、大幅な人員配置の変更が発生するのか
- 会計年度任用職員の職の種類や勤務時間、勤務日数、休暇制度について
- 期末手当について
- 人件費の増加について
- 会計年度任用職員制度の創設により「定員適正化計画」がどうなるのか



審査を付託した委員会の様子



【反対討論】

- 会計年度任用職員制度が導入されることにより、不安定で、低賃金な非常勤職員が増え続けていることが当たり前のこととされ、本来正規職員が必要な部署の定数を増やし、非常勤職員を減らすことにはならない。これでは常勤を任用の基本とする法の原則が踏みにじられる。
- 期末手当の支給など、待遇改善も含まれているが、非正規職員が半数に達するという市の異常な職員体制をそのままにしたこの制度の導入は認められない。

10月1日から幼児教育・保育を無償化スタート

賛成者多数
可決

議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について

議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、10月1日から施行されることに伴い、それぞれ所要の改正を行うため提案されたものです。

【本会議での主な質疑】

- 改正内容について
- 無償化の対象施設について
- 申請手続きについて
- 市と保護者の費用負担はどのようになるのか
- 今回の制度改正が市の財政運営に与える影響について

【反対討論】

- 今回の無償化は消費税増税を前提としているが、消費税は、とりわけ低所得者の子育て世帯にとって重い負担となるので、無償化の財源とするべきではない。
- 幼児教育・保育の課題は、最低基準を引き上げて保育環境の質の向上を図ること、特に保育士の処遇改善や、待機児童対策として認可保育所を増やすことは喫緊の課題であるが、それら重要な課題を放置したまま、中途半端な無償化を進めることは問題である。
- この制度は、保育の一環である給食・副食費の実費徴収など数々の問題を抱えている。

【賛成討論】

- 今回の条例改正により、幼児教育・保育の無償化が実施されることは、亀山市における力強い少子化対策になるものと確信する。



認定こども園アスレ

9月定例会のあらまし

請願の結果

件名		請願者	紹介議員	結果
請願第1号	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書	亀山市関町木崎1416 亀山市PTA連合会 会長 北川 友和 他2名	服部 孝規 前田 耕一 櫻井 清蔵 岡本 公秀 森 英之	採択
請願第2号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書			
請願第3号	防災対策の充実を求める請願書			
請願第4号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書			

委員会提出議案 意見書の提出について(4件)

【教育民生委員会提出議案(4件)】

全会一致で可決

①義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度の更なる充実を図ること。

②教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

③防災対策の充実を求める意見書

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

④子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

9月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、8ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
60	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、条例を制定する。	可決	賛14反3
61	亀山市手数料条例の一部改正について 市民の利便性の向上を図るため、令和2年2月からマイナンバーカードを利用して各種証明書を交付する証明書等コンビニ交付事業を開始すること、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、令和元年10月1日から施行されること、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されたことに伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務が追加されることから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
62	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
63	亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について 子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令が改正され、ともに令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛15反2
64	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛15反2
65	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について 子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛15反2
66	亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について 亀山南小学校区には民設民営の放課後児童クラブが定員20名で設置されているが、年々入所希望者が増加傾向にあり、今後児童の受入が困難となることが見込まれることから、令和2年4月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
67	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたこと、また、性的少数者の人権に配慮するとともに、令和2年2月から証明書等コンビニ交付事業を開始することに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
68	亀山市水道事業給水条例の一部改正について 水道法の改正により、指定給水装置工事事業者更新手数料の額を定めるとともに、水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
69	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するとともに、会計年度任用職員に対して期末手当の支給を可能とするため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係する8つの条例について所要の改正を行う。	可決	賛14反3
70	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正され、令和元年12月14日から施行されること等に伴い、関係する6つの条例について所要の改正を行う。	可決	全員賛成
71	令和元年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
72	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
73	平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	賛13反4
74	平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	賛14反3
75	平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	全員賛成
76	平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	全員賛成
77	平成30年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
		可決及び認定	全員賛成
78	平成30年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
79	平成30年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	可決及び認定	全員賛成
80	平成30年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認定	全員賛成
81	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である会下4号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
82	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である会下5号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
83	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である徳原37号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
84	亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について 消防力の向上を図るとともに効率的な行政運営を促進するため、はしご自動車に関する連携協約の締結に関する鈴鹿市との協議について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
委員会 3	義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会 4	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会 5	防災対策の充実を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
委員会 6	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員会＝委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、小坂直親議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議員名		草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	新秀隆	尾崎邦洋	中崎孝彦	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	前田稔	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案名																			
議案第60号	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	反
議案第63号	亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	賛
議案第64号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	賛
議案第65号	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	賛
議案第69号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	反
議案第73号	平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	反
議案第74号	平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	反

一 般 質 疑

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけでなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

櫻井 清蔵<勇政>

議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について



- 1 予算の執行状況について
- 2 不用額について

Q 平成30年度予算の執行率が88.1%であることについて、執行者としてどのように認識しているか。

A 施策の推進と財政の健全化の両立が一定図られた一年間であり、施策・事業についても、さまざまな展開がされたものと認識している。また、この実質収支は、今後の事業展開の原資、財源になっていくものと考えている。

Q 各部局からの予算要求については、どのような査定をしているのか。

A 予算の査定については、主要事業と標準事

業に分け、主要事業は、金額が大きい場合は庁議に諮り決定している。標準事業は、状況によって現場に出向き、必要性を勘案した上で、財務課で査定後、市長査定を経て決定される。

Q 予算執行について、市長はどこまでチェックしているのか。

A 歳出の予算執行に当たっては、主要事業は必要に応じ報告を受け、歳入についても、税收等について四半期毎に報告を受けるなど、歳入・歳出両面から大きな流れを把握し、適切に対応している。



岡本 公秀<新和会>



議案第84号 亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について

- 1 この連携協約を締結する経緯について
- 2 亀山市と鈴鹿市が所有するはしご自動車の台数、購入価格等の状況について
- 3 はしご自動車の共同管理の手法及びその効果について
- 4 将来の広域消防の展望について

Q 本市と鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約締結に至った経緯について尋ねる。

A 両市において、はしご自動車の更新時期が迫っていることから、出勤頻度が低く整備費用が高額であるはしご自動車を共同整備・共同運用することで、その財源を使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などに充て、両市の消防力を強化することを目的としている。

福沢 美由紀<日本共産党>



議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 新たに設けられた、特定子ども・子育て支援施設等について
- 2 認可外保育施設の質的向上に対する市の責任について

Q 新たに設けられた特定子ども・子育て支援施設等とは、どういう施設なのか。

A 幼児教育・保育の無償化の対象施設となるもので、子ども・子育て支援新制度へ未移行の私立幼稚園や認可外保育施設などが上げられる。市内では、私立幼稚園が1園、認可外保育施設は、市の運営する待機児童館ばんびのほか、民間の認可外保育施設が3箇所ある。

Q 認可外保育施設には指導監督基準があるが、これを満たさなくてもよいのか。

A 国の制度では、認可外保育施設は原則として都道府県が行う指導監督基準を満たした施設が無償化の対象になるが、経過措置として5年間は都道府県への届け出のみで対象とさ

Q 両市が所有するはしご自動車の台数、購入日、購入価格及び過去の出勤実績について尋ねる。

A 本市は30メートル級1台、鈴鹿市は35メートル級と15メートル級を各1台所有している。本市のはしご自動車は、平成16年3月に約1億6000万円で購入、鈴鹿市の35メートル級はしご自動車は、平成14年11月に約1億4500万円で購入している。また、出勤実績は、本市のはしご自動車は、平成19年から平成30年までで5件、鈴鹿市の35メートル級は11件となっているが、いずれも活動には至っていない。

Q 単独で維持するのに比べ、どの程度支出が抑えられるのか。

A 共同整備に要する費用のうち、50%を両市が均等に負担し、残りはそれぞれの当該年度の消防費の基準財政需要額に応じた割合により負担するものとし、その割合は、亀山市38%、鈴鹿市62%となる。共同整備・共同管理することにより、更新を迎えるまでの17年間に、約2億円の予算削減が見込める。

れ、本市も同様の取り扱いとする。

Q 基準を満たすよう条例で規定すべきではないか。

A 現在のところ県内の自治体において、こうした制限を行うところはなく、待機児童の発生している状況がある中、総合的に勘案して、公平性や必要性の観点から認可外保育施設の対象を制限する条例については制定しないと判断した。

Q 市内3箇所の認可外保育施設は、指導監督基準を満たしているのか。

A 3施設については、市を通じて届け出がなされているところであり、指導監督基準を満たしたかどうかの情報は現在まだ得ていない。

Q 市として内容についてしっかりと見て、指導して、質の向上を図っていくところは保障されるのか。

A 認可外保育施設の保育の質の確保は重要なものであると考えており、まずは県の指導監督による質の確保が考えられるが、市においても、これまでから県の実地調査に同行しており、今後より一層県との連携を強化し、さまざまな機会を捉えて保育の質の確保に努めていく。

森 美和子<公明党>



議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について並びに議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- 1 地方公務員法及び地方自治法の改正内容について
- 2 新たに制定する条例の内容について
 - (1) 対象者について
 - (2) 会計年度任用職員とすることで何がかわるのか

Q フルタイムとパートタイムの割合について尋ねる。

A フルタイムは1名のみで、残りの全ての非常勤職員はパートタイムに該当する。

Q 期末手当を年1.45月とする根拠について尋ねる。

A 現在、正規職員の支給割合が年2.6月、再任

用職員が年1.45月であることから、これらの率を原則とし、県内他市の状況も考慮のうえ検討した結果、1年の任用である再任用職員と同じ率が適切と判断した。

Q 条例で1会計年度の範囲内で任用することを明確化することで、更新されず解雇できる根拠になる可能性はないのか。

A 任期については、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする配慮義務の規定が設けられており、これは再度の任用をしない根拠ではなく、適切な任期を設定するための規定であると認識している。

Q この条例によって、本来正規職員がすべき仕事を負荷されることにならないのか。

A この制度を導入することで、非常勤職員に対する処遇改善にはなるが、処遇改善と職員配置とは別途のものと考えている。

Q 条例制定に伴う来年度予算の見込み額と、国の財政支援について尋ねる。

A 賃金単価の見直しと期末手当の支給を行うことから、現時点で8000万円程度の増額を見込んでいるが、現在、国による財政措置については具体的に示されていない。

鈴木 達夫<大樹>



議案73号 平成30年度 亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成30年度を『緑の健都 かめやま』の具現化に向けた「展開の年」として位置づけ予算編成されたが、どのような展開があったのか
- 2 健康都市政策の推進を図ることができたのか

Q 「緑の健都 かめやま」の具現化に向けた展開の年としての総括を尋ねる。

A 総体的に緑の健都の具現化に向けて、本市が豊かな自然や歴史・文化と共生をしながら持続的に発展し続けられる都市であることを目指した一年として、各事業においても課題はあるものの一定の進捗を図ったと考えている。

Q 平成30年度は、健康都市政策の推進を図ることができたのか。

A 健康都市政策の推進については、都市の環境そのものを健康にしていこうとする健康都市の考え方に基づき、健都さぷりプロジェクトにおいて具体的な取り組みの協議を重ねてきており、平成30年度は、特に公共施設の受動喫煙の防止対策や市独自の健康マイレージ事業の構築について取り組んだ。

Q 展開の年の総括としては、平成30年度は健康都市政策の亀山独自の展開は余り見られず、次年度に引き継ぐような状況ではないのか。

A 個々の事業展開は積極的に進んできたと思っている。

今岡 翔平<勇政>



議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

- 1 今回の条例制定について、市は国のねらいをどのように考えているのか
- 2 期末手当について
 - (1) 算出根拠について
 - (2) 財源について
 - (3) 支給の条件について
- 3 制度移行に伴い、大幅な人員配置の変更が発生するのか
- 4 該当する職員の働き方について

Q この制度の導入は、継続して更新される方にとって有利な制度になるのか。

A 賃金単価について、経験年数に応じて増額していく制度設計を考えており、継続して働いていただく方にとって有利な要因もあると認識している。

服部 孝規<日本共産党>



議案第60号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

- 1 会計年度任用職員制度の創設による市の正規職員数と非正規職員数について
- 2 会計年度任用職員の職の種類や勤務時間、勤務日数、休暇制度について
- 3 会計年度任用職員の区分である「フルタイム」と「パートタイム」について
- 4 期末手当を年1.45月とした根拠と他市の状況について

Q 会計年度任用職員制度の創設により、市の正規職員数と非正規職員数がどのように変わるのか。

A 正規職員数は585人、非正規職員数は572人である。非正規職員数については、基本的

Q 非正規職員の副業についての規定と実例について尋ねる。

A 現在の非常勤職員制度は地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ営利企業への従事はすることができないが、会計年度任用職員制度が導入されると、任命権者への許可は不要となる。

この許可を受けて営利企業に従事している件数は、本年度で47件あり、その内容は、例えば給食調理員が学校の夏季休業期間で、放課後児童クラブの指導員に従事したり、統計調査に従事している。

Q 副業も併せて1週間に2日間程度の休みが確保できればよいのか。

A 今までは、本業として働いている業務に支障を来さないような業務、また、業務内容により判断していたが、任命権者の許可がなくなるため、基本的には、本人が副業が可能な場合には副業ができる制度に改正された。

に現状維持の方向であり、制度導入により職員数に大きな変化があるという認識はない。

Q 会計年度任用職員の職の種類、勤務時間、勤務日数、休暇制度及び経験年数に応じた昇給について尋ねる。

A 職種を、一般業務、福祉業務、教育業務の3つの区分に大別し、さらに職務内容や責任、職務遂行上必要となる知識・資格等で6～7の区分とする方向で検討している。勤務時間、勤務日数、休暇制度については、基本的に、現状維持の方向で考えているが、年次有給休暇は、年度の繰り越しを行っていく。また、年次有給休暇以外の休暇について、国の非常勤職員の例により検討している。さらに、継続して任用される方については、賃金単価の経験年数加算を考えており、給与表の中で明確にしていく。

伊藤 彦太郎<勇政>



議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

1 今回の制度改正が市の財政運営に与える影響について

Q 今回の制度改正が市の財政運営に与える影響について尋ねる。

A 令和2年度以降の地方負担について、国は地

方交付税の基準財政収入額に算入するとしているが、基準財政需要額は、国が標準的な額で算入するため、市の現状とは乖離があることから注視していく。

Q 幼保無償化で利用者が増え、施設の不足や待機児童の増加により施設の整備や人員の確保等についての検討が必要になってくると思うが、市の見解を尋ねる。

A 保育ニーズの増加や低年齢化への影響は想定されるところであり、今後、市内の就学前の教育・保育施設の再編が待機児童の解消とあわせて非常に重要であると考えている。施設の再編に当たっては、多様なニーズの変化に対応でき、幼保の良さをあわせ持つ認定こども園の整備を基本に、具体的方法については今後検討していく。

前田 稔<勇政>



議案第73号 平成30年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の内容について
- 2 決算に対する評価について
- 3 市税について
- 4 交付税について
- 5 義務的経費について
- 6 地方債証券売払収入について
- 7 経常収支比率86.5%について
- 8 実質収支比率7.7%について
- 9 行財政改革について

Q 平成30年度決算の内容について尋ねる。

A 歳入総額が215億3490万8765円、歳出総額が203億281万1423円で、実質収支は10億1822万8270円の黒字となっている。財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や公債費負担比率については、市税収入等の

一般財源の増収等により、前年度に引き続き改善傾向となっている。また、財政調整基金の残高は前年度比で約5億円減の約30億円を確保し、市債残高も10年連続で減少となる約159億4000万円となった。

Q 決算に対する評価について尋ねる。

A 各種財政指標が良好な結果となったことから財政の健全化を確保することができたものと考えているが、財政調整基金は前年度比で約5億円減少した。

また、長期財政見通しでは、今後、地方税や地方交付税の減収、歳出では扶助費や投資的経費等の増加、さらには次期総合計画の期間中には新庁舎建設が見込まれるなど、多額の投資に耐えられるような財政的な底力を蓄えておく必要があることから、行財政改革を着実に実行していくことが必要であると認識している。

草川 卓也



議案第63号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について、議案第64号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第65号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について並びに議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 就学前障がい児の発達支援無償化について
 - (1) 障がい通所施設の無償化について
 - (2) 障がい児保育待機児童対策について
- 2 実費負担対象について
 - (1) 給食費（副食費）の実費負担について
 - (2) 給食費を含めた無償化について
- 3 財政への影響について
 - (1) 財源への影響額について
 - (2) 国の財政支援について

中島 雅代



議案第71号 令和元年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、ブロック塀等撤去支援事業の増額補正について
 - (1) 補正内容について

Q ブロック塀等撤去支援事業は何年計画で実施するのか。

A 今年度から令和3年度までの3年間で集中して取り組んでいく事業である。

Q 事業の手順について尋ねる。

A ブロック塀所有者から事前相談を受け、職員が現地調査を行い、補助対象であるかどうか等の確認を行う。補助対象となる場合は、所有者は、見積もり等を添付のうえ補助金交付申請を提出、交付決定の後に撤去工事を実施、工事完了後に完了実績報告を提出する。

Q 市内在住の未就学児が通っている障がい通所施設の概要と、無償化の対象者数、また市の負担額について尋ねる。

A 障がいのある未就学児を対象に、日常生活を送る上で必要な基本動作や知識などを習得し、集団生活や社会生活に適應できるよう通所施設等において行う療育に関するサービスがある。このような施設は、市内に2箇所あり、このサービスを受けるために必要な受給者証を24名に発行している。これまで事業者が利用者に請求していた利用者負担金が、制度改正により市に請求されることになっており、財源内訳は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となる。

Q 市内在住の未就学児が、市外の施設に通っている場合も亀山市が負担するのか。

A 亀山市が負担する。

Q 給食費も含めた幼保無償化について検討は行ったのか。

A 今回の幼保無償化は国の制度であり、その基本的な考え方として、副食費については保護者の実費負担が適当であるとされたことを踏まえ、市として副食費の無償化は行わないこととした。

その後、市は、補助金の額が確定後に補助金を支払う。

Q 現在の相談件数及び申請件数、また申請を待っている件数を尋ねる。

A 8月末までの事前相談が40件、うち交付申請済みが19件、申請準備中が7件、残りの14件は、当初予算額を超過するため、申請を待っていただいている。

Q 申請の受付は先着順になるのか。

A 申請の受付順で対応している。

Q 教育委員会の通学路の調査で、倒壊の危険性が高い24箇所が特定されたが、今回の補助対象に入っているのか。

A ブロック塀に係る危険箇所は22箇所あり、うち撤去完了済みが1箇所、申請準備中が1箇所、残り20箇所は、所有者の各戸訪問を行い、ブロック塀等撤去支援事業の案内チラシを配布し、事業の説明を行った。



議案第66号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 1 新たに放課後児童クラブを設置する理由について
- 2 利用者数の見込みについて

Q 南小学校区に新たに放課後児童クラブを設置する理由を尋ねる。

A 入所希望者が年々増加傾向にあり、今後児童の受け入れが困難となることが見込まれることから、これまでの民設の施設に代わり、新たに定員を40名とする公設の施設として、学校敷地内に整備を進めている。

Q 指定管理者による管理に向けての進捗状況等について尋ねる。

A 指定管理者については、この条例の一部改正が議決されたら、指定管理者選定委員会で指定管理者の選定を行い、12月議会に指定管理者に係る議案を提案できるよう進めていく。

Q 最近新しく施設が整備されたところでは、施設の引き渡しや備品購入、通信インフラ整備等の遅れにより、十分な準備期間がとれず、年度当初に満足のいく状態で開所できなかったと聞いているが、そのことを踏まえ、担当部署としてどのように対応していくのか。

A 今後行われる工事等の進捗管理をしっかりと行い、迷惑がかからないよう準備していく。

一般質問

学校給食費等の公会計化の実現を

森 美和子<公明党>



学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について

- 1 学校で行われる徴収・管理業務の内容について
- 2 徴収方法について
- 3 未納の場合の対応について
- 4 公会計化による効果と課題について
- 5 県内の動向について
- 6 導入の方向性について

Q 学校給食会計の公会計化について、教員や管理職の業務負担軽減以外の効果と課題を尋ねる。

A 効果としては、市では、関学校給食センターにおける公会計と旧亀山市の学校における学校給食会計が混在しているが、これが一

本化できる。また、課題としては、徴収金管理のための効果的なシステム活用の検討が必要となることや、食材の購入について、学校から市の業務に移ることにより、業者との調整が必要になることや、市職員の業務負担の増加が考えられる。

Q 公会計導入の方向性について尋ねる。

A 教員の長時間労働が深刻な問題となっている中、文部科学省からも公会計化への取り組みを求められたことから、今後、課題を整理しながら、公会計化の実現に向けてしっかりと準備を進めていく。

【その他の質問】

- ・防災・減災対策について
- ・若い世代の移住・定住対策について

寄贈された美術品の積極的な展示を

前田 耕一<大樹>



美術館等の新設について

1 市内在住及び亀山市出身の書家・作家・画家等著名人の把握について

2 作品の展示・鑑賞のための美術館等の新設について

Q 市内の各公共施設に展示されている作品は、どこが管理しているのか。

A 市に寄贈されるなどして所蔵している美術作品等については、それぞれ各施設の所管部署が管理している。

Q 寄贈された作品について、別の場所に展示スペースを確保して展示する考えはあるのか。

A 市文化会館には、1階ロビーや2階ホワイエ、通路等を利用して、一時的かつ限定的であれば展示できると考えており、今後も、市民が質の高い美術作品に触れることができる機会を設けていきたい。

【その他の質問】

- ・亀山市文化大使との連携について
- ・全国規模の競技大会等の上位入賞者への対応について



市街地に現れるサルへの対策は

今岡 翔平<勇政>



中心市街地へのサルの出現と対策について

1 中心市街地でのサルの目撃状況について

2 被害状況について

3 市民への啓発について

4 子どもたちへの注意喚起について

5 サル対策の現状について

6 サルへの対策を他の動物と分けて考える必要はないのか

Q サルへの対策は、他の動物と分けて考える必要があると考えるが、市の見解は。

A シカ、イノシシについては、これまでどおりの有害鳥獣捕獲で対応していく。市街地への出没が見受けられるサルについては、獣害対策とは別に、特に追い払い対策をしっかりと行う必要があり、ロケット花火による地域での追い払い

や、その地域に合った対処方法を出前講座などで周知するなど、地域の協力も得ながら対策を進めていく。

Q サルを目撃した時や、群れに遭遇した場合の対応の周知について尋ねる。

A サルの出没情報は、市役所又は警察署へ連絡していただいている。連絡があると、市の担当職員や警察官が現場に向かい、現地確認や追い払いを行っている。また、群れに出会った場合の対応については、出前講座において、刺激せず、目を合わせずに通り過ぎるよう話をしている。

Q 出前講座しかサルに遭遇した場合の対応を知る方法はないのか。

A サルに特化した市民への啓発は行っておらず、出前講座を実施して追い払いの対策や講習を行っている。

【その他の質問】

- ・亀山市章について
- ・空き家情報バンクについて

食品ロス削減の継続的な展開を

岡本 公秀<新和会>



平成30年度協働事業について

- 1 行政提案「みんなで減らそう食品ロス」について
 - (1) 当該事業の取り組み内容について
 - (2) 取り組みに対する成果について
 - (3) 環境センターへ大量の食品廃棄物の持ち込みはあるのか
 - (4) 市広報での啓発について
 - (5) 今後の取り組みの必要性について

Q 事業の成果について尋ねる。

A 啓発活動を中心に取り組みを進めてきており、指標でその成果を表すことはできないが、市民から食品ロスの現状等について市に問い合わせがあったり、出前トークの申し込

みがあるなど、徐々に食品ロス削減への関心が高まりつつあると感じている。

Q 市広報で、食品ロス削減に関する特集記事を掲載したことはあるのか。

A 平成28年度と平成30年度に各1回ずつ、特集記事を掲載し、その現状と、家庭や外食時にできる取り組み等を紹介し、周知を行った。

Q 今後も継続的に取り組んでいくべきと思うが、市の見解は。

A 協働事業は平成30年度で一旦終了しているが、今後も団体との協力体制を継続し、SNSを活用した情報発信や物産展、スーパーマーケット店頭での啓発活動など、さらなる取り組みを展開していく。

移動困難者の実情を加味した制度の継続を

福沢 美由紀<日本共産党>



タクシー料金助成事業について

- 1 障がい者については、手帳の等級と移動の困難さは必ずしも一致しないため、改善すべきではないか
- 2 高齢者については必要性があるため、来年度以降も継続するべきではないか

Q 障がい者のタクシー料金助成事業の対象者について尋ねる。

A 平成30年度末現在で、身体障害者手帳所持者2027名のうち対象者は、1級、2級に該当する891名で、そのうち申請者は252名、療育手帳所持者355名のうち対象者は、最重度A1、重度A2に該当する137名で、そのうち申請者は15名、精神障害者保健福祉手帳所持者287名のうち対象者は、1級、2級に該

当する199名で、そのうち申請者は73名である。

Q 身体障害者手帳1級、2級以外で移動に困っている可能性のある、例えば視覚障がいなどで3級から6級、肢体不自由で3級から6級までの方の人数はどれだけか。

A 平成31年4月1日現在、視覚障がいなどで3級から6級までの方が42名、肢体不自由で3級から6級までの方が698名である。

Q 助成対象者を1級、2級とするのではなく、移動困難な障がい者にも助成していく考え方が必要だと思うが、市の見解は。

A 現状では、身体障害者手帳の1・2級の方に限定させていただいているが、今後、幅を持たせた展開についても検討していく。

Q タクシー料金助成は、継続の必要がある事業と考えるが、市の見解は。

A 75歳以上の高齢者には、日常の移動は乗合タクシー制度に移行していただき、セダン型車両への乗降が困難な方を除き、タクシー料金助成制度の継続は考えていない。

【その他の質問】

- ・乗合タクシーの評価について
- ・幼児教育・保育の無償化の影響について

廃プラスチック類の受け入れ体制の強化を

鈴木 達夫<大樹>



廃プラスチック類の受け入れについて

- 1 受け入れの考え方について
- 2 廃プラスチック類処理相談窓口の設置について

Q 廃プラスチックは、世界的にも大きな社会問題になっているが、今回、市が受け入れ体制を決めた背景と趣旨について尋ねる。

A 本年5月、三重県を通じて環境省から一般廃棄物処理施設を保有する市町村に対して、一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲において、廃プラスチック類を受け入れ処理することについて積極的に検討されるよう要請があった。そこで、今般の廃プラスチック類

を取り巻く国内外の情勢を鑑み、緊急避難措置として市内事業所における処理の意向把握に努め、その要望に応えるべく受け入れ対応を決定した。

Q 受け入れ体制を強化すべきと考えるが、市の見解は。

A 市相談窓口を9月2日に環境センター内事務室に開設し、市広報や市ホームページで周知するとともに、商工会議所の会員、約1000事業所にも案内チラシで周知した。今の段階で相談は寄せられていないが、今後も商工会議所と連携して、要望があった場合には円滑な対応に努めていく。

【その他の質問】

- ・子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

新庁舎建設には十分な検討を

尾崎 邦洋<勇政>



新庁舎建設について

- 1 現庁舎の課題について
- 2 新庁舎に備える行政機能の集約について
- 3 新庁舎に備える防災機能について
- 4 新庁舎の位置について
- 5 住民意見の集約方法について
- 6 新庁舎整備基本計画について
- 7 今後の建設スケジュールについて

Q 新庁舎の位置は、令和3年度には決定することだが、現時点で候補地の絞り込みはどこまで進んでいるのか。

A 本年度と来年度で策定する新庁舎整備基本計画の中で5箇所程度の候補地を示し、令和3年度には建設予定地を決定することとしている。現在は、課長級で構成する建設予定地検討ワーキンググループにおいて、まずは基本構想

に掲げる建設候補地選定の考え方や利便性、安全性、実現性などの条件をもとに候補地としてふさわしい土地を抽出している段階である。ワーキンググループで抽出した土地を調査して、その後、部長級で構成する庁内検討委員会や、市民等で構成する外部の検討委員会などにおいて絞り込みを行っていく予定である。

Q 今後、どのように住民の意見を聞いていくのか。

A 去年のアンケートに引き続き、本年度はワークショップ形式による意見聴取を10月から11月にかけて3回予定している。また、特に若い方の意見聴取として、学校へ出向いて、中学生や高校生へのインタビューも考えている。

Q 新庁舎整備基本計画の策定体制について尋ねる。

A 副市長をトップとする部長級で構成する庁内検討委員会で計画の素案を作成し、それをもとに、市民や公共的団体の代表者、有識者等で構成する新庁舎整備基本計画等検討委員会で検討を行う。検討過程では、ワークショップにより市民の意見を聞くとともに、市議会からも意見や提言をいただき策定する。

先行き不透明な事業は中止の判断を

服部 孝規<日本共産党>



亀山駅周辺整備事業について

- 1 再開発事業の施工予定者選定公募型プロポーザルの結果について
- 2 再開発事業の権利変換計画の現状について
- 3 公共施設の整備に係る費用負担に関する覚書及び協定書と公共保留床取得に関する参加組合員協定書について

Q 権利変換のための建物等の調査について、対象となる権利者数と、調査に応じてもらえない権利者数について尋ねる。

A 従前評価の対象となる権利者は現時点で46名で、そのうち権利に関する調査が実施済みの権利者は45名、未実施の権利者は1名となっている。

Q 全員合意が得られるまで、権利変換の認可申請には進めないということで間違いないか。

A 権利変換計画の認可に向けては、従前の資産額を各権利者に示すことになっており、その中で土地・物件調書を作成するもので、その土地・物件調書ができなければ権利変換計画は作れないため、全員の同意を取りながら進めていく。

Q 権利変換で全員合意がなくても法的にはできるとのことだが、そのような選択肢はあるのか。

A 都市再開発法において、合意いただけない権利者に対する対応方法が示されているが、これらの方法の活用の有無については、組合の判断が必要であり、現時点では合意に向けた取り組みを進めていくことが重要であると考えている。

【その他の質問】

- ・ 亀山駅に移転予定の新図書館について
- ・ 緊急防災・減災事業債を活用した指定避難所への空調機の設置について

空き家だけでなく空き地対策にも情報提供を

伊藤 彦太郎<勇政>



空き地対策について

- 1 所有者不明の空き地への対応について

Q 空き地からの倒木で道路が塞がれた場合の対応について尋ねる。

A 道路隣接地はあくまで個人の所有地であるため、道路内への樹木の張り出しがないよう個人管理をお願いしているが、台風等で倒木が起きた場合は、道路を塞いでいるため、緊急的な処置として市の職員の方で対応している。

Q 空き地対策は、総合政策的な観点で考えていくべきではないかと思うが、見解を尋ねる。

A 人口減少、高齢化の進展とともに所有者不明の土地は、今後ますます増加の一途をたどるものと認識している。市も公共事業等を進めていく中で、こうした空き地等が事業の妨げになっている例も散見される。国においては、まだ法整備等も十分進んでいる状況ではないので、国や地方公共団体、地権者、地域、それぞれがそれぞれの役割を明確にした上で有効な方策を検討していくべきであると考えている。

Q 空き家バンクへの登録のお願いを納税義務者全員に送られたが、これを空き地バンクに拡大できないか。

A 空き地の情報についてのチラシを全世帯の固定資産税の納税通知書に同封することについても、地方税法上の問題はないものと認識をしている。

【その他の質問】

- ・ 学校給食への異物混入時の対応について

崩落を繰り返す国道25号 整備の認識は

櫻井 清蔵<勇政>



県管理の国道25号について

1 この度の国道25号の

崩落の現場では、以前と違い片側交互通行となっているが、次の事を確認したい

- (1) 復旧の時期については
- (2) 市道市場阪東線の拡幅に伴う地権者に対する交渉状況を知りたい

Q 市場阪東線拡幅に伴う地権者に対する交渉状況を探る。

A 全市的な視点からどのように整理していくかという段階であり、この路線について主要事業として進めるかどうかも決定していない

ため、地権者との交渉はしていない。

Q 迂回路として市場阪東線を整備することは、急を要する事業という認識はないのか。

A 地元加太地区からも要望をいただいているが、財源や手法等の問題もある。単年度3000万円を超える道路整備については、主要事業に位置づけて進めているため、現在、意思決定のための検討を行っている。

【その他の質問】

- ・市営住宅（若草住宅）の火災について
- ・横断歩道について
- ・乗合タクシー制度とタクシー券について
- ・亀山駅周辺整備事業について
- ・亀山駅の在り方について

制度定着に向けた効果的な運用を

豊田 恵理



乗合タクシー制度について

1 制度の利用状況について

- (1) 現状について
- (2) 市と事業者との連携体制について
- (3) 市と地域との連携体制について

2 地域生活交通再編事業での位置づけについて

- (1) 公共交通機関との連携について
- (2) 今後の方向性について

3 公共交通利用者の状況について

- (1) 現状について
- (2) 運転免許返納の状況について

Q 2人以上で乗車する乗合率について尋ねる。

A 1便当たり1.2人である。

Q 予約者が時間どおりに乗車できているのか。

A 予約した全ての利用者が、希望どおりの時間にご利用いただいている状況である。

Q 地域停留所が増設されている理由を探る。

A 各地域まちづくり協議会からの停留所の設置要望は随時受け付けており、乗合タクシーの運行開始以降、亀山市地域公共交通会議の合意を得て、15箇所の地域停留所を増設した。

Q 地域停留所の増設や変更は、どのような過程を経るのかを探る。

A 地域公共交通会議は、概ね2箇月から3箇月の間隔で開催しており、そこで既存の地域停留所及び新しく増設する地域停留所の位置、停留所の間隔、さらに地域の事情等を整理して合意を得るものである。

Q 地域生活交通として鉄道やバス、タクシー等があるが、乗合タクシーはどのような位置づけか。

A バス路線再編による交通不便地域解消の限界、運転免許証返納者への対応増加、また市内地域公共交通が抱えるさまざまな課題を解消するために、鉄道やバスなどを補完する新たな公共交通として乗合タクシーの運行を開始した。鉄道、バス、一般タクシーに乗合タクシーを加えた中から、利用者が使いやすいものを選択、組み合わせ、最も効率的、効果的な方法で活用していきたい。

【その他の質問】

- ・空家等対策事業について

リニア開業に伴う波及効果を活かした施策の展開を

草川 卓也



交通拠点性を活かした都市活力の向上について

1 さらなる交通拠点性の向上について

- (1) リニア中央新幹線品川～名古屋間の2027年開業によるインパクトについて
- (2) 広域連携を見据えた交通結節点としての機能強化について

2 航空宇宙産業について

- (1) 市内の航空宇宙産業関連企業立地について
- (2) 航空宇宙産業クラスター形成について

3 亀山駅周辺整備事業について

- (1) 亀山駅周辺整備事業の現状と今後のスケジュールについて
- (2) JR亀山駅開業130周年について

Q リニアに関し、2027年に予定している品川～名古屋間の開業によって、亀山市にどのような影響があるのか。

A 東京～名古屋2大都市圏を約40分で結ぶ、まさにスーパーメガリージョンの母体に相当する経済圏の誕生につながり、そのインパクトは非常に大きく、必然的に関係都市にも波及的影響が強く及ぶものと予測している。名古屋への通勤・通学圏域である本市においても、産業、経済面での波及を初め、観光誘客による交流人口の増加、通勤・通学圏の拡大、居住人口の増加など幅広くプラス面での波及効果が期待できると考えている。

Q 2022年にスタートする総合計画後期基本計画において、2027年リニア開業インパクトを想定した施策について記載すべきであると考えるが、市の見解を尋ねる。

A 2027年のリニア先行開業によるインパクトは、本市の都市成長に大きな影響を及ぼすと予測され、その波及的効果を市の持続的発展に結びつけていけるよう、中・長期的な展望に立ちながら、引き続き「緑の健都」の実現に向けた重層的な施策推進を着実に展開していかねばならないと考えている。

有害生物に対する市の対応・支援策は

中島 雅代



有害生物への対策について

1 市内の被害状況及び対策について

- (1) セアカゴケグモについて
- (2) スズメバチについて
- (3) ジャンボタニシについて

Q スズメバチの駆除について、現状を尋ねる。

A スズメバチの巣の駆除に関しては、防護服の無償貸し出しを本庁、関支所及び総合環境センターで行っており、使用者自身で対応していただいている。さらに、市内に在住する65歳以上の高齢者または障害者手帳所持者のみの世帯で、市内に直系2親等以内の親族がいない場合は、申し出により生活支援策として居住する敷地内の駆除を健康福祉部と連携して実施し、被害の未然防止に努めている。

Q 市内のジャンボタニシの発生状況は、どのように把握しているのか。

A 川崎町地内の一部の区域、5反ほどの田んぼで発生を確認しているが、営農組合の方からは、今年度は収穫に当たって目立った被害はなかったと聞いている。今後も市内の発生状況についてはしっかりと把握していく。

Q 松阪市では緊急で補正予算を組んでいるが、本市ではどのように対応するのか。

A 現在、市ではジャンボタニシの発生予防に対する補助制度はなく、限定された区域であるため、補正予算は考えていない。

Q 来年以降、増えて被害を受けた場合の補償は考えているのか。

A 被害について市が直接補償する制度はないが、ジャンボタニシに限らず、獣害や風水害で被害を受けて収穫に影響があった場合の補償を行う農業共済制度がある。

【その他の質問】

- ・中部中学校区の通学路の安全について
- ・買い物弱者について

地域の意思形成に対する市の支援は

森 英之



道路の安全対策について

- 1 通学路の危険箇所について
- 2 通学路以外の安全対策について

Q 通学路の危険箇所について、どのように対応しているのか。

A 毎年6月下旬にPTA連合会から要望書が提出され、7月に道路管理者など関係者による連絡会において要望箇所の確認を行い、8月に関係者による現地の合同点検を実施し、年度内に教育委員会において関係機関の対応を取りまとめ、速やかにPTA連合会へ回答するとともに、対策結果について市のホームページで公表している。

Q 通学路以外の安全対策や対応について尋ねる。

A 道路パトロールの実施と地域からの要望による施設面の安全対策を講じている。特に施設面では、ガードレールやカーブミラー、区画線、道路照明灯などの工事を行っている。また、信号機や停止線、横断歩道などの交通規制に関しては、公安委員会、警察で整備している。

Q 通学路以外の安全対策についての要望は、どこが受け付けるのか。

A 自治会からの要望は、土木課で対応している。

Q 地元の合意形成を図る仕組みはあるのか。

A 地域の課題については、多様な主体が参画している地域まちづくり協議会の会議の場で議論し、合意形成を図っていただきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・防災、減災対策について
- ・幼保無償化について

議会の主な動き



7月

- 1日 広聴広報委員会
- 2日・3日 総務委員会行政視察
(大阪府四條畷市・和歌山県橋本市)
- 2日・3日・4日 教育民生委員会行政視察
(東京都あきる野市・神奈川県川崎市・東京都三鷹市・東京都日野市)
- 8日 広聴広報委員会
- 17日・18日・19日 産業建設委員会行政視察
(愛知県みよし市・静岡県焼津市・伊豆市・神奈川県真鶴町)
- 22日 全員協議会
総務委員会協議会
教育民生委員会
- 23日・24日 議会運営委員会行政視察
(滋賀県大津市・京都府亀岡市)
- 26日 産業建設委員会協議会
- 29日 総務委員会
教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 30日 産業建設委員会協議会

8月

- 1日 広聴広報委員会行政視察
(神戸総合速記株式会社)
- 5日 産業建設委員会
- 9日 総務委員会
教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 19日 教育民生委員会
- 20日 全員協議会
予算決算委員会協議会
議会改革推進会議検討部会
- 22日 産業建設委員会
- 23日 議会運営委員会
- 27日 亀山駅周辺整備事業特別委員会
総務委員会
- 30日 9月定例会開会
予算決算委員会

9月

- 10日 議案質疑
- 11日 議案質疑
予算決算委員会
一般質問
- 12日 一般質問
- 13日 一般質問
- 17日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 18日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 19日 総務分科会
総務委員会
- 24日 予算決算委員会
- 25日 予算決算委員会
- 26日 議会運営委員会
- 27日 9月定例会閉会

各常任委員会が行った 所管事務調査の提言書を

市長へ提出しました

9月27日

各委員長から議長へ報告書を提出

各委員会が昨年11月から本年9月までの間に行った調査・研究の結果は、9月定例会の閉会日に各委員長が報告を行い、議長に報告書を提出しました。



9月30日

議長から市長へ提言書を提出



各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう提言書として市長に提出しました。

委員会の活動については、市議会ホームページでもご覧いただけます

総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会

所管事務調査

各委員会の所管に関するテーマを設け、1年間調査・研修を行っています。現状把握や関係団体との意見交換会、先進地視察などを行い、課題・問題点を検討し、市への提言項目をまとめました。

総務
委員会

テーマ
働き方改革について

総務委員会では、「働き方改革」をテーマに設定し、高度化・多様化する住民ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、市職員の働き方について、調査・研究を行いました。



意見交換の様子

視察報告はこちら ▶ 25ページ

提言内容

- 1 どの職員であっても迅速に業務が行えるよう、業務を標準化するためのマニュアルを整備し、職員の負担を軽減するとともに、職員の満足度や働きやすさなどの観点から業務の見直しや働き方の多様化に取り組むことで、市民サービスの向上につなげること。
- 2 適正な職員数を確保するため、定員適正化計画の見直しを進めるとともに、正規職員と非正規職員(非常勤職員等)の比率を是正し、重要な業務に正規職員が対応できるよう人員の増加や職員配置の見直しに取り組むこと。また、専門知識を必要とする技術職や資格免許職の職員を十分に確保すること。
- 3 システムの導入経費や維持経費にとらわれることなく、各課の業務内容の分析と把握に努め、AI・RPA導入に向けた準備を整えること。

教育民生委員会では、「青少年の自立支援」をテーマに設定し、青少年の自立に向け、早い段階からの適切な支援について調査・研究を行いました。



意見交換の様子

視察報告はこちら ▶ 26ページ

提 言 内 容

- 1 居場所について
 - ①学校現場で、児童生徒の個々の状況に応じた学習、相談、居場所等の環境を十分に整えること。
 - ②義務教育を終えた青少年の居場所を確保すること。
 - ③子どもたちの成長・発達にとって、遊びは大切であることから、安心・安全で魅力ある遊びの場を提供すること。
- 2 学習支援について
 - ①不登校等の子の学習の機会として、「ふれあい教室」等があるが、そこにも通えない子もいるため、アウトリーチ（ただ待つのではなく、直接出向いて、必要とされる支援に取り組むこと）を含め、確保し、サポートすること。
 - ②学習支援事業は重要な取り組みであるが、参加者が少ないため、ネーミングも含め、気兼ねせずに参加できるような体制にすること。
- 3 相談支援体制・情報提供について
 - ①子どもから高齢者まで幅広い世代に相談支援体制やその内容について、パンフレットなどを利用して周知すること。
 - ②ライフステージに応じた相談支援体制を、きめ細かなものにする。
 - ③様々な体験を通して、自己肯定感を高められる機会を設け、必要な方に提案すること。
- 4 子どもの権利等に関する認識について
 - ①不登校は問題行動である、不登校児童生徒は学校復帰を行うべきという考え方が、まだまだ本人、家族、学校関係者、地域に根強くあるため、教育機会確保法の趣旨・内容を周知すること。
 - ②（仮称）子どもの権利条例を制定すること。

産業建設委員会では、「災害に対応できるインフラ整備について」をテーマに設定し、従来の想定を超える自然災害等に対応するため、今後のインフラ整備のあり方について、調査・研究を行いました。



意見交換の様子

視察報告はこちら ▶ 27ページ

提 言 内 容

- 1 大雨のたびに避難勧告・指示が出る椋川などの河川に対して、河川改修や堆積土砂の撤去等、水害を防止する対策を早期に講ずるため、国や県に予算措置を行うよう働きかけること。
- 2 開発行為について、1000㎡未満のものも含めて事前協議のルールを整備するとともに、影響を受ける可能性がある地域の住民にも、構想段階から情報が共有できるような制度を検討すること。
- 3 不動産取引時における重要事項の説明に際して、洪水ハザードマップ等の媒体を活用し、宅地・建物の購入者に水害リスク情報が提供される仕組みを整えること。

◆内容 働き方改革に係る職員研修について

四條畷市 7月2日

四條畷市では、東修平市長就任に伴い、平成29年1月に労働時間革命自治体宣言を行い、市にとって働き方改革が最重要事項であると位置づけて取り組みを進めている。具体的な取り組みとしては、市職員や関係団体等に働き方改革の必要性を広めることを目的に、働き方改革セミナーを実施した。また、市職員のマネジメント能力の強化のための指導者養成研修や、それぞれの現場に合わせた働き方の見直しを模索するため、モデル課を設置する取り組みを行っている。



◆内容 RPAを活用した業務改革について

橋本市 7月3日

橋本市では、地方自治体として今後の人口減少や少子高齢化の進展に伴って、経営環境の悪化、及び人材の確保が困難となることを見込まれることから、総務省に採択された「業務改革モデルプロジェクト」を活用し、RPA・AIOCRの実証・効果分析を行うとともに、大阪府熊取町との広域連携モデルとして、広域展開の推進及び経費削減効果拡大のためのノウハウの蓄積を行っている。RPA導入効果の検証では、特に税務課における軽自動車の廃車登録や特別児童扶養手当所得調査で検証を行い、それぞれの業務で高水準の業務時間削減効果を確認することができた。



※RPA:ロボットによる業務自動化
※AIOCR:AIを活用した文字認識

所感

四條畷市の職員研修については、セミナーを通じて市民や職員の理解を醸成し、職員にとって「無理なことや負担なことをしない」という大原則に沿って、各種の業務改善を進めていること、そして、残業時間や人件費の削減といった成果指標や数値目標を掲げることとはせず、職員の期待値と満足度を測定することで組織の強みや弱みを確認し、組織改善に活用し

ていることに特徴があると感じた。

また、RPAには業務時間の削減効果があり、本市においても、導入経費や維持経費にとらわれることなく、積極的に導入を検討していくべきである。RPAを運用していくためには、その機能に習熟した人材が必要であり、ICTの知識を有する専門職の確保にも力を入れていかなければならないと感じた。

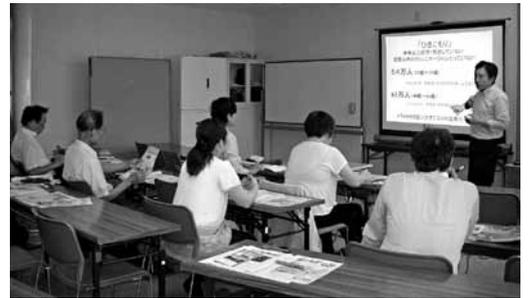
◆内容 「フィルムコミッション事業」について
東京都あきる野市 7月2日

あきる野市では、市の魅力を撮りためた四季折々のPRビデオを作成してホームページで強力に発信することで、映画やテレビドラマ等のロケ地を誘致しており、撮影技術のノウハウのある職員を中心として事業展開を行っている。



◆内容 「青少年の自立支援」について
神奈川県川崎市 7月3日

川崎市では、川崎市子どもの権利に関する条例を制定し、この条例を具現化するため、①子どもが安心して集い活動できる拠点、②自然の素材や道具を使い、遊びを作り上げていくことができるプレーパーク、③主に学校の中に居場所を見いだせない子どもや若者が育ち学ぶ場である「フリースペースえん」を3本柱とする公園の整備を行った。



◆内容 「参加と協働」について
東京都三鷹市 7月3日

三鷹市では、7つのコミュニティセンターで7つの住民協議会が地域組織として存在し、それぞれの部会で取り組みを行っている。市との協働事業、市民参加の取り組みも活発で、市民参加型のワークショップで具現化した事業も多数ある。



◆内容 「青少年の自立支援」について
東京都日野市 7月4日

日野市では、平成20年度の主要事業に「格差是正」を掲げ、生活保護や福祉制度の狭間の方に対する「あんしん生活総合窓口」として「セーフティネットコールセンター」を開設しており、当事者に対し、貧困に陥る前に人間関係を作り支援につながるようアウトリーチも活用している。



※アウトリーチ:現場への出張サービス

所 感

青少年の自立支援については、川崎市の子どもを権利の主体として尊重し、権利侵害から守る条例の制定や、条例を具現化する公園の整備、日野市の利用者目線に立って作成された年代別の相談窓口の一覧表が参考になった。

フィルムコミッション事業については、亀山市にも、十分に映像や画像の素材にできる自然や市の魅力があり、ロケ誘致に取り組む価値は高いと思った。また、まちづくりディスカッションについては、参加する市民を無作為抽出している点が参考になった。

◆内容 みよし市まちづくり土地利用条例について

愛知県みよし市 7月17日

みよし市では、平成16年に「みよし市まちづくり土地利用条例」を施行した。この条例では、一定規模以上の開発を行おうとするときは、構想時点での届出を事業者に義務付けるとともに、近隣・周辺住民に対し、開発計画の周知を行わなければならないことを定めている。法律上、市がストップをかけられないような計画でも、事前

の周知・説明の仕組みにより、住民の理解が得られない場合は、業者側が計画の変更や中止をすることも期待されることから、法律の範囲内での優れた制度であった。



◆内容 耕作放棄地解消の取り組みについて

静岡県焼津市 7月18日

焼津市では、国・県の事業や株式会社クボタの協力などを得て、耕作放棄地となっていた市内の農地を再生して、酒米品種の「誉富士」を栽培するに至った事例や、塩害による生育不良で荒廃していた農地を、畳表に用いるイ草の栽培が

できるまでに再生した事例など、産業に直結した官民協働の取り組みを視察した。



◆内容 伊豆市水害に備えた土地利用条例について

静岡県伊豆市 7月18日

伊豆市では、平成28年に「伊豆市水害に備えた土地利用条例」を施行した。この条例では、浸水想定区域での開発行為に対し、調整池や雨水流出抑制措置等の防災計画の概要を、住民・利害関係者に周知することを義務付け、市への結果報告まで規定している。

また、浸水想定区域での建築行為については、

一定の構造基準を満たすことを努力規定とし、土地取得者に対する水害リスクの認知度を高めるとともに、水害時の被害を最小限にするための措置が講じられていた。



◆内容 真鶴町まちづくり条例について

神奈川県真鶴町 7月19日

真鶴町は、神奈川県の南端に位置する人口約7,200人の小さな町であるが、町内における建設行為に対して、真鶴町まちづくり条例に定める「美の基準」に基づき、町が建物の色彩、形状等に関し、詳細な指導を行っていく仕組みとしている。条例制定当初は、「小さな町の大きな実験」として全国に紹介され、規制・まちづくり条例の先駆的事例となった。

条例で定める町独自のルールは、行政、町民、事業者の丁寧な対話と協力で維持されていた。



所感

各市では、土地利用や建築上の規制等について、法律上コントロールができないことに対し、独自の条例によって、事業者の開発計画とまちづくりとの整合を図ることや、災害に対応するための仕組みづくりを構築しており、亀山市のまちづくりにも参考となった。

特に伊豆市の条例からは、浸水想定区域について、自治体として住民への周知を検討していくべき必要性を感じた。

また、焼津市における耕作放棄地解消の取り組みは、地域住民発案の上、官民協働で進められた事例として意義のあるものであった。

◆内容 ・政策条例の制定について ・大学との連携について ・議会における行政評価の実施について ・議会活動に関する評価について
滋賀県大津市 7月23日

政策条例の制定については、議会側から、執行機関の縦割りの狭間にある行政課題等について、市民福祉向上のため、将来を見据えた政策となるよう立案している。また、大学との連携については、近隣の3つの私立大学とパートナーシップ協定を締結し、議会に対する専門的な知見を得ている。また、議会における行政評価については、費用対効果はあまりないということであった。そして、議会活動評価制度については、

分野ごとに取り組みの成果等の総合的な評価を行い、次期議会へ申し送るという手法で行われている。



◆内容 ・政策条例の制定について ・議会基本条例の検証について
・子ども議会、高校生議会について ・土曜議会について
京都府亀岡市 7月24日

政策条例の制定については、各常任委員会で議論するものと、テーマと期間を設定し、賛同する議員で検討機関の設置を行い議論するという2つの手法により、多様な切り口で検討が行われている。また、平成22年10月に制定された議会基本条例については、検証を制定後2年ごとに行うこととしており、各会派から、条文ごとに、新たに発生した課題・問題点を抽出し、それを議会運営委員会で検証(評価)したうえで、今後の方向性を議論する手法で実施されている。また、子ども議会、高校生議会については、子どもの

視点からの意見が聞けるなど実施の意義はあるが、土曜議会については費用対効果があまりないという判断から、現在は実施されていない。



所 感

今回視察した両市議会が取り組んでいる政策条例の制定については、執行機関の縦割りの狭間にある行政課題等について、検討段階から執行部等との十分な協議、調整のうえ、議会側から立案することが有効であり、将来を見据えた政策として必要な条例を考えることが重要であると再認識した。

また、大津市議会が実施している議会活動に関する評価制度は、市議会の「見える化」が図れる仕組み

が構築されており、全議員が議会活動への共通認識を持ち、ビジョンを共有することで、議会力を高める手法は大変参考になった。

また、亀岡市議会で実施している議会基本条例の検証については、各会派から抽出された課題・問題点を、議会運営委員会で検証し、今後の方向性を議論する手法で実施されており、今後、亀山市議会でも実施していくうえで、大変参考になった。

- ◆内容
- ・議会映像等インターネット配信業務について
 - ・会議録検索システムに関する業務について
 - ・映像配信に係る他市の先進事例等について

神戸総合速記株式会社 8月1日

神戸総合速記株式会社では、亀山市議会の議場及び委員会室で行われる定例会又は委員会について、映像のライブ配信を行っている。また、同社では、定例会又は委員会の映像を日程ごと及び質問者ごとに加工編集して、録画配信も行っている。会議録検索システムに関する業務では、議会事務局から送付されたワードデータをテキストデータに変換し、余白の削除や書式、

改行等の乱れを訂正することで体裁を整えている。映像配信に係る他市の先進事例等については、会議が休憩に入った際、休憩中であることをお知らせするとともに、市のPR動画や広報映像を放送する工夫などが他市議会では行われていることが紹介された。



所感

次のような先進事例等の説明を受けたことで、今後、これらを参考に、議会映像等インターネット配信システムや会議録検索システムがさらに充実したものとなるよう研究していく。

- ・本会議や委員会の休憩中は、市のPR動画等を放送する。
- ・議員が会議で使用する資料について、書画カメラ等を活用して映像とともに、配信する。

- ・会議録検索システムのデザインをリニューアルしてさらに充実したものとする。
- ・会議の傍聴者のプライバシーに配慮して、配信映像を一部加工する。
- ・質問の内容が視聴者に分かりやすいように、議案の内容をテロップで表示する。

令和元年 第1回臨時会日程(予定)

11月11日 臨時会開会 10:00～
12日 臨時会閉会 10:00～

令和元年 12月定例会日程(予定)

11月29日 12月定例会開会 10:00～
12月9日 議案質疑 10:00～
 予算決算委員会
10日 一般質問 10:00～
11日 一般質問 10:00～
13日 産業建設分科会 10:00～
 産業建設委員会
16日 教育民生分科会 10:00～
 教育民生委員会
17日 総務分科会 10:00～
 総務委員会
19日 予算決算委員会 10:00～
 議会運営委員会 11:00～
20日 12月定例会閉会 10:00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

表紙作品から

タイトル：「^{えんげつ}偃月」

作者：尾崎 ^{おぎき はるか} 遥 さん (東台町)

三重県立飯野高校応用デザイン科
平成30年度卒業生

中学生の頃、美術大学に進学したいと考えていて、この高校ならより長時間美術を学べると思ったので、飯野高校を受験しました。

元々絵を描くことが好きで入学したのですが、美術Iの授業で立体作品を制作するのが楽しく、また色々な作家の作品を見て彫刻に興味を持ったので、2年生から彫刻コースを専攻しました。

この「^{えんげつ}偃月」は、月の満ち欠けを表現したくて制作した作品です。まず石膏を使って月に見立てたお皿型の立体物をつくりました。それらにプロジェクターで様々な角度から光を当てて後ろに影を映し出し、立体物とそのシルエットの両方で、月の満ち欠けを表現できるように試行錯誤しました。

浮いて見えるようにピアノ線で立体物を固定していたのですが、なかなか立ってくれなくて困りました。しかし何度か修正して、最終的にはゆらゆら揺れる幻想的な雰囲気になったので、成功したと思います。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会・臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子を(ライブ・録画)で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査の様子をぜひご覧ください。

会議	視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
		ライブ	録画	ライブ	録画
本会議		○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)		○	○	-	-



市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。